

# くみあいニュース

山口大学教職員組合（2020年2月28日）

第213号（2018年度-第21号）／電話：083-933-5034・メール：[fuy-union@ma4.seikyou.ne.jp](mailto:fuy-union@ma4.seikyou.ne.jp)

## ご存じでしょうか？非常勤職員の皆さんへ ～4月1日に「同一労働同一賃金」が大企業(山口大学も!)へ適用されます～

今年4月1日から「同一労働同一賃金制度」への対応が大企業などに求められる（中小企業は2021年4月1日適用）、したがって、数千人の教職員を擁する山口大学でも非常勤職員等の労働条件改善へ向けた対応が必要となることをご存じでしょうか。

これは、2018年の第196通常国会で成立した「働き方改革関連法」で同一企業内における、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の不合理な待遇格差が禁止される（パートタイム・有期雇用労働法）こととなったことにもとづくものです。この制度は、大企業は2020年4月1日、中小企業は2021年4月1日からの適用となっており、山口大学は「大企業」に該当しますので、今年4月1日適用となります。



## パート職員にはボーナスも退職金もなく、病気休暇が無給でも当然でしょうか？ ～常勤職員と非常勤職員の賃金格差・休暇制度格差には合理的な理由が必要～



具体的には、①不合理な格差の是正、②待遇に関する説明義務の強化、③行政における事業主への助言・指導、の3点となります。以下、事例に即して説明します。

山口大学では例えば、病気休暇は非常勤職員にも認められていますが、常勤職員が有給であるのに対して非常勤職員の場合は無給となっています。また賃金においても事務系職員の場合、採用時の時給が977円で、今や社会的な最低目標となりつつある「誰でも1時間1,000円」には届いていません。週30時間働いても月額13万円に届きません。ボーナス・退職金については、まったく支給されていません。時には「常勤職員並みに」頑張っている、こうした待遇格差はこれまで「臨時的な簡易な業務を短時間で行っているだけだからやむを得ない、当然の違いだ」等と「説明」され、「納得」させられながら働いてこられた方が多いのではないのでしょうか。

## 正規職員との格差是正を求める訴訟で訴えを認める判決相次ぐ ～「退職金支給せよ(2019年東京高裁)」「賃金格差是正を(2018年福岡高裁)」～

ここ数年、各地の裁判所でパート労働者と正規雇用労働者との待遇格差是正を求める訴えを認める判決が相次いでいます。例えば、2019年2月のメトロコマース事件では、東京高裁が「正社員の少なくとも四分の一退職金を支給せよ」との判決を出しています。また、私立大学の例ですが、学校法人産業医科大学事件で福岡高裁が2018年11月に「基本給で2倍の格差が生じているという労働条件の相違は不合理」として損害賠償を認めています。同じく大阪医科歯科大学事件では、大阪高裁がアルバイト職員について「同一勤続年数の正社員の支給水準の60%を下回る支給については不合理」として、損害賠償を認めたことは先のくみあいニュース第195号（2019年2月18日発行）でも報じたとおりです。



# 無期雇用転換・正規職員登用・失効年休積立制度等は組合の要求結果 ～非常勤職員の皆さんの労働条件は、組合の要求・大学との交渉で決まります～

2018年4月からの無期転換権法制化を受けて、少なくない国立大学では「5年雇止め」が行われていますが、山口大学では、2018年3月31日に在職していた皆さんはすべて、5年を超えた時点で申し出により無期契約に転換されるようになっていきます。また、毎年数名ではありますが、非常勤職員の方でも試験を受けて正規職員となる制度が2016年から始まっていますが、これも組合が長年要求し続けた結果、制度化されたものです。この他、昨年1月から導入された失効年休積立制度（30日限度・非常勤職員にも有給で適用）がありますが、これは退職金支給水準引き下げに対する大学との交渉の結果、代償措置として組合が全国に先駆けて提案し実現したものです。

この他にも、非常勤職員の皆さんの労働条件で国家公務員と違う、あるいは他の国立大学より有利な制度の多くは組合のとりくみの結果、改善されてきたものです。



## 非常勤職員の方の組合加入が増えることが要求実現の近道

今回の「同一労働同一賃金制度」は、その趣旨を踏まえて非常勤職員の皆さんの労働条件を大きく改善させる手がかりとなるものと言えますが、実際には法律そのものの定めではなく、厚生労働省のガイドラインで示されたもので、企業が待遇改善を行わなくても罰則規定がなく、当事者の皆さんが声をあげる、組合が要求し交渉する、等しければ自動的に改善されるものではありません。

組合は今後、大学に対してガイドラインに沿って非常勤職員等の待遇改善を図ることを求めていくこととしていますが、残念なことに非常勤職員の方で組合に加入されている方は一部に留まっています。もし、すべての方が組合に加入されれば組合の要求を大学も無視できなくなりますし、交渉の大きな力ともなります。組合費は、非常勤職員の方の場合は低く設定しており、賃金月額0.6%としていますので、例えば月額15万円の方の場合で900円となります。加入されれば、組合の各行事に無料で参加できますし、各種物品斡旋、共催事業の利用等、様々な「メリット」もあります。是非、加入をご検討ください。



**ひとりでも多くの非常勤職員の方が組合に加入されることを、心から呼びかけます**

-----キ-リ-ト-リ-----

## 組合加入申込書

年 月 日

お名前		所属	
連絡先 (TEL)		e-mail	

\* 加入のお申込みはメール・学内便でも受け付けています。「組合事務所」へお届けください。

